

☆ 北海道と災害時における輸送車両提供(災害協定)を締結致しました。

北海道地区レンタカー協会連合会は平成25年3月25日北海道道庁において、災害協定の調印式に同連合会長のニッポンレンタカー北海道(株)佐藤副社長が出席致しました。



調印式会場の道庁3階・知事会議室です。



調印書にサインする、高橋知事と佐藤会長。



報道陣に向けて調印書(内容)を公開します。



← 調印書の前で出席者・報道陣を前にスピーチをする佐藤会長。

最後に高橋知事と握手、会長左隣りにJRレンタリース(株)佐藤社長、(株)トヨタレンタリース札幌 相茶社長、一般社団法人札幌レンタカー協会の両副会長も同席されました。→



☆ 災害時における輸送車両提供に関する協定とは

北海道内に地震、風雪害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)武力攻撃災害(緊急対処事項における災害を含む)が発生し、又は発生の恐れが有る場合において、北海道は北海道地区レンタカー協会連合会に対して車両提供(貸与)の協力体制を要請、これに同連合会が応える。